

『憲法研究』創刊にあたって

2017年11月3日

辻村みよ子

日本国憲法は、2017年5月3日に施行70周年を迎えた。

この憲法は、第二次大戦を終結させたポツダム宣言を履行すべく、総司令部案をもとに原案（1946年3月6日「改正草案要綱」）が確定され、「帝国憲法改正案」として帝国議会に提出された（同年6月20日）。衆議院および貴族院での修正可決後、衆議院で可決（同年10月7日）、10月29日に枢密院の採択を経て、11月3日に公布、翌1947年5月3日に施行された。

憲法制定過程の特殊性・歴史性のゆえに、国民主権、基本的人権尊重、権力分立など「近代立憲主義」の諸原理を確立した日本国憲法が、「外見的立憲主義」の憲法であった大日本帝国憲法の「改正」として成立し、施行後も「押しつけ憲法論」のもとで「解釈改憲」の対象となってきた。さらに、2016年7月参議院選挙後に憲法改正発議要件である「各議院の総議員の3分の2」の見通しが立ってからは、自民党総裁（首相）から改憲日程や項目が具体的に示され、2017年10月衆議院選挙の公約に憲法改正項目が盛り込まれるなど、「明文改憲」が喫緊の政治課題になっている。

また、世界の憲法動向に目を転じれば、20世紀後半からのソ連邦解体、EU統合などの政治変動がさらに進み、2016年にはイギリスの国民投票によるEU離脱、アメリカのトランプ大統領誕生、2017年にはフランス大統領選挙・ドイツ連邦議会選挙における極右派の急拡大など、慌ただしい様相を呈している。排外主義の高まりのなかで、人権や民主主義すらも危ぶむ声もある。まさに今日、日本の平和主義や人権保障の真価がますます問われている状況ともいえよう。

このような状況下において、「憲法70年の憲法理論と運用を総括し、変容する世界の憲法動向をふまえて、基礎理論に切り込む、憲法学研究の総合誌」として、『憲法研究』を創刊する。このこと自体、大きな歴史的意義をもつ営みであるに違いない。

本誌は、学会の紀要を除けば、日本初、唯一の「憲法研究」雑誌となる。また、日本の戦後70年の憲法史を総括する歴史（憲法史）的視座を基調として、国際憲法学会（International Association of Constitutional Law : IACL）や諸外国の憲法研究動向をもふまえた比較憲法的視座にたつて、日本と世界の憲法理論・憲法動向を展望することをめざしている。

憲法変動や社会変動のなかでの憲法問題のアクチュアリティを追求しつつ、さらなる憲法理論の深化と日本国憲法の基本原理の定着のために、本誌創刊が貢献できることを願ってやまない。